

IV 啓 発

1 沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙啓発事業実施要領

1 趣旨

沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙（以下「本選挙」という。）が明るく行われ、有権者が進んで投票に参加するよう広く有権者の政治意識の高揚に努めるとともに、投票期日等選挙に関し必要な事項の周知徹底を図ると同時に、きれいな選挙の実現を図る。

2 重点目標

(1) 投票率の向上

本選挙の選挙期日や期日前投票、不在者投票等の制度活用について広く県民への周知啓発活動を実施し、県民の選挙への関心を高め、投票率の向上を図る。

(2) きれいな選挙の推進

有権者が義理や情実にとらわれることなく、自由な意思に基づいて投票を行うよう呼びかけるとともに、候補者及び運動員においては、選挙のルールを守り、違反ポスターや買収・供応等のないきれいな選挙を推進するよう呼びかけ、その推進を図る。

(3) 若者の政治参加意識の高揚

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことを踏まえ、若者に対する周知啓発活動を重点的に実施することにより、若者の政治参加意識の高揚を図る。

3 事業の進め方

- (1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び関係各団体と密接な連携をとり、この事業を全県的に展開するものとする。
- (2) 市町村選挙管理委員会は、市町村明るい選挙推進協議会、関係各行政機関、地域自治会などの関係団体と密接な連携のもとに、この事業の推進を図るものとする。
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関と協力体制を確立し、選挙啓発については積極的に情報資料の提供を行い、県民の関心を高めるものとする。

4 事業の種類

(1) 県が行う事業

- ア ポスター、リーフレット、懸垂幕等の掲示・配付による啓発
- イ 新聞、県広報誌、テレビ、ラジオの広告及びバス、モノレールにおける広告による啓発
- ウ インターネットによる啓発
- エ 広報車による啓発
- オ 街頭啓発による啓発
- カ その他

(2) 市町村が行う啓発

- ア ポスター、懸垂幕等の掲示による啓発
- イ 広報車による啓発
- ウ 有線放送設備の活用による啓発
- エ 市町村が発行する広報誌の活用による啓発
- オ その他

5 実施上の注意事項

この要領に基づき4の事業を実施する際には、選挙や政治に対する啓発事業としての品位を保ちつつ、かつ、事業の効果の面にも十分考慮し、公正中立を期するものとする。

2 沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙啓発事業実施計画

平成30年9月30日執行予定

○県が実施 ◎市町村が実施 ●事業委託にて実施

(実施期間：平成30年9月13日～9月30日まで)

事業項目	事業の概要	実施期日等
1 新聞等による啓発 (1)新聞記事 (2)新聞等広告	○ 投票日当日に委員長談話を掲載する。 (投票日前日委員長談話発表) ○ 新聞紙面のテレビ欄及びその他情報誌に広告を掲載する。	○投票日当日の朝刊 沖縄タイムス、琉球新報 ●投票日までの間 沖縄タイムス、琉球新報など 地元紙等
2 放送等による啓発 (1)テレビスポット放送 (2)ラジオスポット放送 (3)県広報の活用 (テレビ・ラジオ) (4)店内放送 (5)有線放送 (6)街頭オーロラビジョン	○ テレビスポット放送により、広告放送を行う。 ○ ラジオスポット放送により、広告放送を行う。 ○ テレビ「うまんちゅ広場」、ラジオ「ラジオ県民室」、広報誌「美ら島沖縄」、新聞「県民サロン」を利用した各種広報を行う。 ○ 主要デパート及び大型スーパーの店内放送による広告放送を行う。 ○ 市町村等における有線放送による各種広報を行う。 ○ 街頭オーロラビジョンによる広告放送を行う。	●期間中随時 ●期間中随時 ○期間中随時 ●期間中随時 ◎期間中随時 ●期間中随時
3 インターネットによる啓発 (1)県選管HPを活用した広報 (2)民間インターネットサイトを 活用した広報	○ 県選管HPに選挙に関する情報を掲載し、各種広報を実施する。 ○ 動画サイトや、SNS等を利用した広告を行う。	○期間中随時 ○●期間中随時
4 広報車による啓発 (1)県広報車 (2)市町村広報車	○ 宮古、八重山圏域において、公用車を使用して管轄地域内を巡回しながら、広告放送を行う。 ○ 市町村の広報車により、市町村内を巡回しながら、広告放送を行う。	○期間中随時 ◎期間中随時

事業項目	事業の概要	実施期日等
5 懸垂幕等による啓発 (1)懸垂幕・横断幕 (2)屋外大型広告塔による啓発	○ 県庁、役所、市街地の通り等で懸垂幕や横断幕を設置する。 ○ 屋外大型広告塔において広告を行う。 (委託業者において任意の提案があった場合)	○◎期間中 北部・中部・宮古・八重山 合同庁舎:懸垂幕 市町村:懸垂幕・横断幕 市街地:懸垂幕・横断幕 ●期間中(任意)
6 ポスター、リーフレット等による啓発 (1)ポスター (2)リーフレット	○ ポスターを作成し、選挙に関する周知啓発を図る。 配布先:各市町村、県内スーパー、コンビニ、大学、専門学校、高等学校、銀行等 ○ リーフレットを作成し、街頭啓発等で配付する。	○●期間中 啓発用ポスター(県) 大きさの異なる2種類 ○◎●期間中随時 啓発用リーフレット(県)
7 公共交通機関での広告	○ バス、モノレールの車両、駅等で広告を行い、選挙に関する周知啓発を図る。	●期間中
8 啓発資材による啓発 (1)啓発資材配付	○ 啓発資材を作成し、街頭啓発等で配付する。	○●期間中随時
9 その他 (1)啓発標語 (2)報道機関に対する協力依頼 (3)街頭啓発 (4)障害者への広報 (5)その他、投票率アップに資する事業	○ 統一した啓発標語を作成し、それぞれの事業が一貫したコンセプトで実施されることにより、相乗的な効果を生み出す。 「 」 ○ 必要に応じ随時資料を提供し、協力を依頼する。 ○ 県及び市町村明い選挙推進協議会委員、県及び市町村選挙管理委員会委員の合同で街頭啓発を実施し、広く一般有権者の投票への関心を高める。 ○ 点字版及び音声版選挙広報を発行し、視覚障害者や聴覚障害者に対する選挙啓発を行う。 ○ 効果的な啓発事業を検討し実施する。	●委託業者 ○期間中随時 ○◎●委託業者、県明い選挙推進協議会(協力員含む)、県選挙管理委員会、各市町村明い選挙推進協議会及び選挙管理委員会連携 ○期間中随時 ○◎●期間中随時

3 委員長談話

本日は、沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙の投票日です。

選挙は、私たち有権者が、一票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、最も重要な機会です。

とりわけ県知事選挙は、今後の県政を託す私たち沖縄県民の代表を選ぶ4年に1度の大変重要な選挙であり、全国的にも注目されています。

また、今回の選挙は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから初めてとなる県知事選挙です。

よりよい社会を実現するためには、今回初めて選挙権を手にする方を始め、あらゆる世代の一人一人が社会の問題を自分の問題としてとらえ、自ら考え、自ら判断し、行動（投票）していくことが求められています。

有権者の皆様におかれましては、候補者の政見、政策等を十分見極められ、主権者としての自覚と誇りをもって、積極的に投票されますようお願いいたします。

なお、本日は、台風第24号の影響により、悪天候となる見込みですので、投票所へ向かう際は、安全に十分に気をつけていただきますようお願いいたします。

平成30年9月30日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸